

令和3年8月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
令和2年(ワ)第26567号 債務不存在確認等請求事件
口頭弁論終結日 令和3年7月7日

判 決

5 原 告 ソシエテ ア レスポンサビレテ リミテド, Y. K.
同訴訟代理人弁護士 平 出 ま や
楠 見 洋 併
被 告 Y 〳 こと
Y

10

主 文

- 1 原告が英国法人ドクターショール社製の白癬菌(水虫)治療キットを
販売するに際して使用した同キットの商品説明文に関し、別紙被告説明
文目録に係る被告の著作権及び著作者人格権侵害に基づく原告の被告
15 に対する損害賠償債務が存在しないことを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

20 第2 事案の概要

- 1 原告は、英国法人であるドクターショール社製の白癬菌(水虫)治療キット(以
下「本件商品」という。)をインターネット上で販売したり、ユーチューブで宣
伝したりするに際し、別紙原告説明文目録1及び2記載の商品説明文(以下、「原
告説明文1」などといい、併せて「原告説明文」という。)を使用したところ、被
25 告から、原告説明文は、被告が本件商品をインターネット上で販売する際に使用
する別紙被告説明文目録記載の商品説明文(以下「被告説明文」という。)に係

る被告の著作権及び著作者人格権を侵害するものであるとして、損害賠償金300万円の支払を請求された。

本件は、以上の事実関係を前提として、原告が、被告に対し、被告説明文に係る被告の著作権及び著作者人格権侵害に基づく損害賠償債務が存在しないことの確認を求める事案である。

2 前提事実（後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実。なお、本判決を通じ、証拠を摘示する場合には、特に断らない限り、枝番を含むものとする。）

(1) 当事者

ア 原告は、「X」の店舗名で、フランス、日本、アジア及び北米の顧客向けに、化粧品をインターネット販売する会社である。（弁論の全趣旨）

イ 被告は、「Y」という屋号で、海外製の化粧品を日本国内に輸入し、インターネットで販売する事業を営む者である。（甲1、3、弁論の全趣旨）

(2) 本件商品

本件商品は、ドクターショール社が製造し、欧米で販売する製品であり、爪の間に白癬菌が侵食し、爪が黄色や茶色に変色する爪白癬(爪水虫)を予防・治療するためのネイル及びヤスリのキットである。本件商品には、英文や仏文の取扱説明書が付属している。（甲2、弁論の全趣旨）

(3) 被告による被告説明文の使用

被告は、遅くとも平成30年3月頃から、インターネットショッピングサイトである「アマゾン」において、被告説明文を用いて、本件商品を販売していた。（甲3、弁論の全趣旨）

(4) 原告による原告説明文の使用

ア 原告は、平成30年5月5日から令和元年10月3日頃までの間、インターネットショッピングサイト「Qoo10」及び自社のショッピングサイトにおいて、原告説明文1を用いて、本件商品を販売した。（甲6、弁論の全趣旨）

イ 原告は、平成31年4月21日から令和元年10月3日までの間、宣伝目的で、本件商品を紹介する動画をユーチューブにアップロードするとともに、そのテキスト欄に、原告説明文2を掲載した。(甲5, 6, 弁論の全趣旨)

(5) 被告による損害賠償請求

5 被告は、令和2年2月16日、原告に対し、原告説明文が被告説明文を複製したものであり、被告の著作権及び著作者人格権を侵害するという理由で、損害賠償金300万円の支払を請求した(甲6, 弁論の全趣旨)

第3 当事者の主張

1 原告の主張

10 (1) 被告は、原告説明文が被告説明文に係る被告の著作権及び著作者人格権を侵害するとして、原告に対し、損害賠償債権を有していると主張している。

よって、原告は、上記債務が存在しないことの確認を求める。

(2) 被告説明文には著作物性は認められないため、原告説明文は被告の著作権及び著作者人格権を侵害するものではない。

15 すなわち、被告説明文は、本件商品の作用、効果及び用法等を説明した取扱説明書に当たるところ、その性質上、消費者・利用者に告知すべき記載内容は定まっており、その記載方法も含めて、表現の選択の幅は極めて限定されている。

20 また、被告説明文の大部分は、外国語で書かれた本件商品及びその取扱説明書の日本語訳と同一の内容であり、被告説明文は、それらに依拠して作成されたものであることからすれば、被告独自の創作性は認められない。

2 被告の主張

被告は、公示送達による適式な呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。

25 第4 当裁判所の判断

1 本件は、債務不存在確認請求事件であるところ、前記前提事実(5)によれば、被

告が、原告説明文が被告説明文に係る被告の著作権及び著作者人格権を侵害するとして、原告に対し、損害賠償債権を有していると主張していることが認められる。

したがって、請求原因事実は認められる。

5 2 これに対し、被告は、抗弁事実として、被告の原告に対する損害賠償請求権の発生原因事実や損害につき何ら主張・立証しない。

3 なお、原告が、本件商品の販売や宣伝に際し、原告説明文を使用したことは前記前提事実(4)のとおりであるところ、以下のとおり、被告説明文に著作物性を認めることはできないから、原告が被告の著作権や著作者人格権を侵害したとい
10 うことはできない。

(1) 被告説明文の「ア」部分は、本件商品がドクターショール社の製品であることや、本件製品が従来製品よりも簡単かつ優しく治療できること、水虫菌の発生・発育を防止することなどを記載するものである。このような製品の出所、特性や効能については、その性質上、消費者が過大な期待を抱くことのないよ
15 うに、客観的な事実をできる限り正確かつ明確に説明することが求められており、思想又は感情を創作的に表現する幅は狭く、表現の選択肢は限られたものとなると考えられる。このため、上記「ア」部分の記載に創作性があるとは認められない。

(2) 被告説明文の「イ～エ」部分は、本件商品が適合する症状や、本件商品の使用
20 方法、爪白癬（爪水虫）が生じる原因について記載したものである。これらについても、利用者が誤った場面や方法で本件商品を使用すること等を避けるために、前記ア同様、その性質上、客観的な事実をできる限り正確かつ明確に説明することが求められており、思想又は感情を創作的に表現する幅は狭く、表現の選択肢は限られたものとなると考えられる。このため、上記「イ～エ」
25 部分の記載についても創作性があるとは認められない。

(3) 以上によれば、被告説明文には、全体として、著作物性は認められない。

4 以上の次第で，原告の請求には理由があるからこれを認容することとし，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第40部

5

裁判長裁判官

佐 藤 達 文

10

裁判官

吉 野 俊 太 郎

15

裁判官

小 田 誉 太 郎

(別紙)

被告説明文目録

商品名； フランス製！D r ショール社製水虫白癬）爪徹底的に解決撃退！
5 2 I N 1 緊急救急レスキュークリアー
ネイル&ヤスリセット
プルミエールルミエール

商品の説明； この水虫（白癬）爪専用クリアーネイル&ヤスリセットは100年
10 以上の歴史を誇るDrスコール社が科学的に研究を重ねて作られた
独自技術の集大成です。

ア { 解決法として従来製品よりも簡単に優しく治療できます。
水虫（白癬）菌の発育を妨げ菌の発生を防ぎます。
水虫（白癬）菌の成長と始発を予防し清潔な爪に貢献をします。

イ { 皮膚化学テスト済み

15 ウ { 【症状】
黄色や茶色の水虫に浸食されている爪でお悩みの方
爪の表面に白い斑点でお悩みの方
爪が割れもろい外観の爪及び線が入りザラザラした爪

20 エ { ◆使用方法
第1段階 排除（4週間）
1 週に1回爪の表面にヤスリをかけます。
2 ヤスリは使い捨てなので必ず一度使用したヤスリは破棄して
25 下さい。
3 ヤスリをかけた爪の表面に1日1回クリアーネイルを塗ります。
4 上記を4週間繰り返します。

5

- エ {
- 第2段階 保護
 - 1 4週間のプログラムを終えたら爪の表面を均一に為ヤスリをかけます（使い捨てヤスリなので必ず破棄して下さい）
 - 2 爪を清潔に保つ為に週に一度クリアーネイルを塗って下さい

10

- オ {
- 【何故水虫爪になるの？】**
- 爪を不衛生に伸ばしていたり素足で触れたプールやカーペット等他人からもらう場合もあります。放っておくと症状が進行し強烈な足の臭いや色がかかった爪の原因になります。早めの治療が必要となります。

(別紙)

原告説明文目録 1

商品名； [ドクターショール] 2 IN1 緊急救急レスキュー
5 クリアーネイル&ヤスリ 5 枚入りセット

商品の説明； この水虫（白癬）爪専用クリアーネイル&ヤスリセットは100年
以上の歴史を誇るDrスコール社が科学的に研究を重ねて作られた
独自技術の集大成です。
ア { 解決法として従来製品よりも簡単に優しく治療できます。
10 水虫（白癬）菌の発育を妨げ菌の発生を防ぎます。
水虫（白癬）菌の成長と始発を予防し清潔な爪に貢献をします。

イ { 皮膚化学テスト済み

ウ { **【症状】**
15 黄色や茶色の水虫に浸食されている爪でお悩みの方
爪の表面に白い斑点でお悩みの方
爪が割れもろい外観の爪及び線が入りザラザラした爪

◆使用方法

第1段階 排除（4週間）

- エ { 1 週に1回爪の表面にヤスリをかけます。
2 ヤスリは使い捨てなので必ず一度使用したヤスリは破棄して
20 下さい。
3 ヤスリをかけた爪の表面に1日1回クリアーネイルを塗ります。
4 上記を4週間繰り返します。

第2段階 保護

- 25 1 4週間のプログラムを終えたら爪の表面を均一にする為ヤス

- エ { リをかけます（使い捨てヤスリなので必ず破棄して下さい）
2 爪を清潔に保つ為に週に一度クリアーネイルを塗ってくだ
さい
- オ { **【何故水虫爪になるの？】**
爪を不衛生に伸ばしていたり素足で触れたプールやカーペット等
他人からもらう場合もあります。放っておくと症状が進行し強烈な
足の臭いや色がかかった爪の原因になります。早めの治療が必要と
なります。

(別紙)

原告説明文目録 2

ドクターショール

5 100年以上の歴史を誇る Dr スコール社が研究を重ねて作った、

[ドクターショール] 2IN1

緊急救急レスキュークリアネイル&ヤスリ 5枚入りセット

についてご紹介します。

このアイテムは、爪水虫専用のクリアネイルとヤスリのセットです。

10

ウ

黄色や茶色に変色した爪水虫や、
爪に白い斑点ができてしまった方、
爪が割れやすくもろい方、
線が入ってしまった爪でお悩みの方に
おすすめのアイテムです。

15

クリアネイルとヤスリを使って
爪水虫を簡単に治療することができ、
水虫菌の成長と再発を予防してくれます。

イ

皮膚科学テスト済みなので、
安心してお使いいただけます。

20

クリアネイルとヤスリを使い、
2段階に分けてケアをしていきます。

エ

25

まず最初の4週間は、
週に1回、爪の表面にヤスリをかけます。
ヤスリをかけた爪の表面に、
1日1回クリアネイルを塗ってください。
4週間経過後は、ヤスリをかけて爪の表面を均一にします。

- エ { そして、週に一度クリアネイルを塗ってください。
ヤスリは使い捨てなので、
一度使ったあとは必ず破棄しましょう。
- 5 オ { 爪水虫は放っておくと症状が進行して、
ひどい足のおいや、変色した爪の原因になります。
早めに対処をして、きれいで清潔な爪を保ちましょう。